

# 令和8年度農業普及指導活動推進要綱

令和8年4月

新潟県農林水産部経営普及課

# 目 次

第1	令和8年度農業普及指導活動推進方針	1
第2	農業普及指導センターの設置・運営	2
第3	農業革新支援担当の配置と活動及び農業革新支援センターの体制	9
第4	普及指導員の研修	11
第5	普及指導員の活動方法	11
第6	普及指導計画の樹立及び活動の実施・評価	12
第7	普及指導活動の推進	13
第8	普及協力体制の整備	14
第9	教育機関との連携	14
第10	その他協同農業普及事業の推進に関する事項	15
	参考資料	
	・農業災害時における農業普及指導センターの普及指導活動実施要領	16
	・試験研究用試薬等の保管・使用・管理・取扱要領	20
	・農業普及指導センターにおける農薬の安全使用に係る対応について	23
	・調査研究活動実施要領	25
	・新任普及職員OJT研修実施要領	26

## 【趣旨】

この要綱は、地域の実情を踏まえた課題の解決に向けた普及指導活動体制及び方法についての具体的な事項を明らかにし、円滑な運営を行うために定めるものである。

### 第1 令和8年度農業普及指導活動推進方針

付加価値の高い持続可能な農業の実現を目指し、「構造対策・地域対策」と「生産対策」を車の両輪として進め、「担い手」と「地域」に着目した効果的かつ効率的な普及指導活動を展開する。

なお、活動に当たっては、関係機関・団体等との連携のもと、課題や対象を重点化しながら、地域の実情を踏まえた普及指導活動を行うものとする。

#### 1 課題の設定にあたって

ア 新潟県総合計画や部の施策推進事項並びに国及び市町村の施策方向を踏まえ、地域を俯瞰し、現状や課題、到達目標等を所内はもとより、関係機関・団体と確実に共有する。

イ 普及指導計画樹立要領に掲げる「基本課題」、「普及課題」、「指導事項」や「指導対象」を、複数の観点で課題を捉え、現場での農政課題解決を総合的に支援する。

#### 2 重点課題

次の3課題について、成果の創出に向けたプロセスをしっかりと検討・構築した上で、関係機関・団体や専門家等と連携しながら活動を展開する

- ① 力強い農業構造の確立と中山間地域における持続可能な農業・農村の仕組みづくり
- ② 収益性の高い魅力ある農業経営体の育成
- ③ 農業人材の確保・育成に向けた地域の受入体制づくり

#### 3 施策推進事項を意識した普及指導活動の実施

普及指導計画に位置付けた指導対象への普及指導活動にあたり、協同農業普及事業における施策推進事項である次の4項目を関連付けて指導を実施する。

- ① スマート農業技術（これと併せて行う新たな生産方式の導入を含む。）、農業支援サービスの活用の推進
- ② 輸出推進
- ③ 有機農業などの環境負荷の低減技術、気候変動に対する適応策技術の推進
- ④ 食品製造事業者等との連携など需要に応える農産物の生産への転換の推進

## 第2 農業普及指導センターの設置・運営

### 1 農業普及指導センターの名称、所管区域、組織及び分掌事務

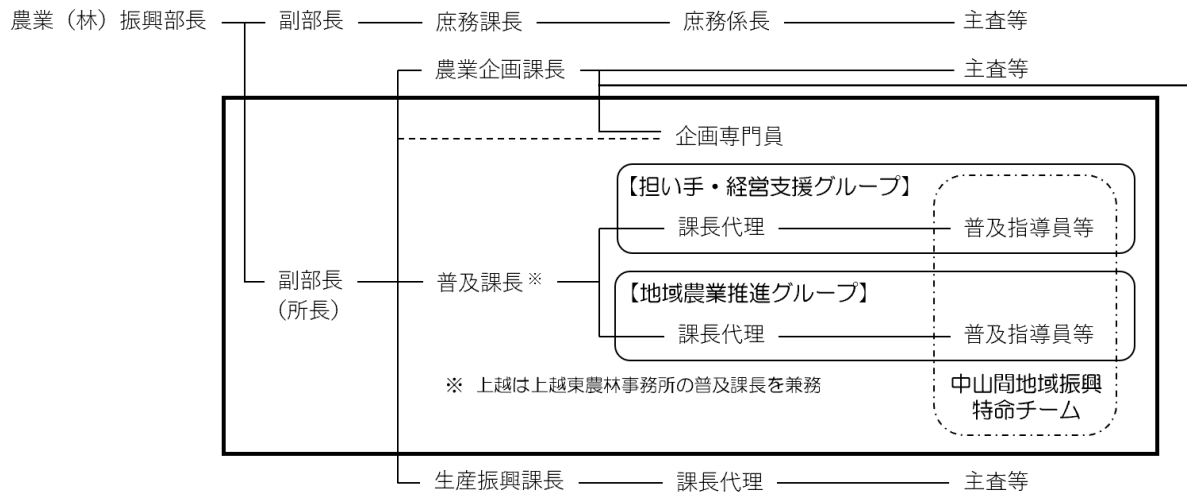
#### (1) 名称、位置及び所管区域

新潟県行政組織規則第140条の規定に基づき、13農業普及指導センターの名称、位置及び所管区域を定め、同規則第10条第15項及び第11条第12項の規定に基づき、上越地域振興局農林振興部の組織として上越東農林事務所普及課を置く。また、新潟県現場事務所等設置規程により新潟、長岡、佐渡に分室を置く。

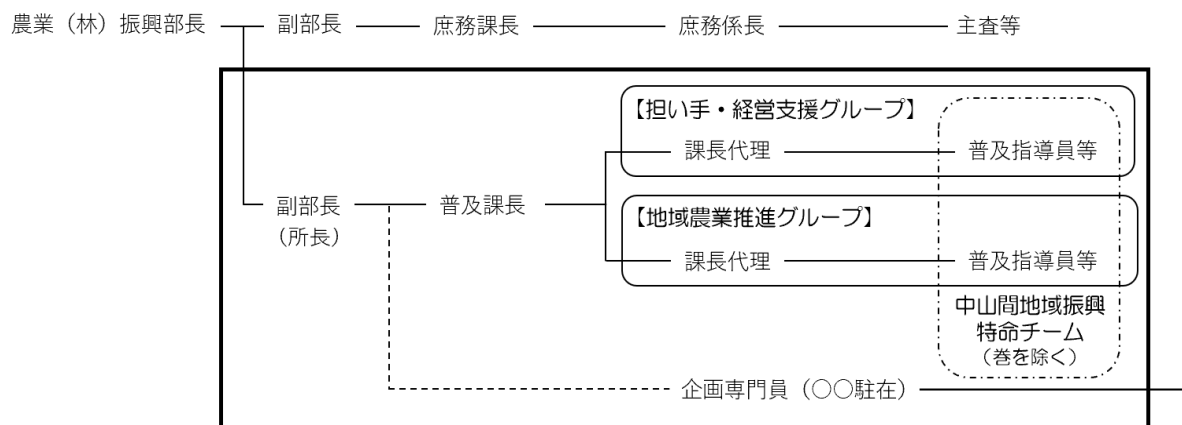
名 称	位 置	所 管 区 域
村上農業普及指導センター	村 上 市	村上市 関川村 粟島浦村
新発田農業普及指導センター	新 発 田 市	新発田市 阿賀野市 胎内市 聖籠町
新潟農業普及指導センター	新潟市秋葉区	新潟市のうち北区、東区、中央区、江南区、秋葉区及び南区の区域
津川分室	東蒲原郡阿賀町	五泉市 阿賀町
巻農業普及指導センター	新潟市西蒲区	新潟市のうち西蒲区及び西区の区域
三条農業普及指導センター	三 条 市	三条市 加茂市 燕市 弥彦村 田上町
長岡農業普及指導センター	長 岡 市	長岡市 見附市 小千谷市 出雲崎町
小千谷分室	小 千 谷 市	
魚沼農業普及指導センター	魚 沼 市	魚沼市
南魚沼農業普及指導センター	南 魚 沼 市	南魚沼市 湯沢町
十日町農業普及指導センター	十 日 町 市	十日町市 津南町
柏崎農業普及指導センター	柏 崎 市	柏崎市 刈羽村
上越農業普及指導センター	上越市本城町	上越市 妙高市
上越東農林事務所	上越市安塚区	上越市のうち安塚区、浦川原区、大島区及び牧区の区域
糸魚川農業普及指導センター	糸 魚 川 市	糸魚川市
佐渡農業普及指導センター	佐 渡 市 中 興	佐渡市
羽茂分室	佐 渡 市 羽 茂	

(2) 組織

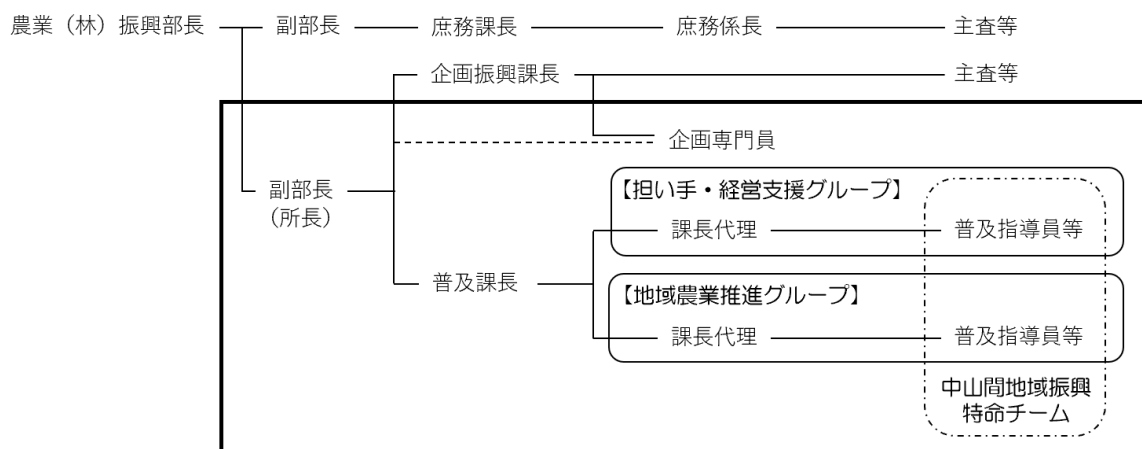
ア 企画部門（農業企画課・生産振興課）を置く振興局（新発田、新潟、長岡、南魚沼、上越）



イ 企画部門のない振興局（村上、巻、魚沼、十日町、柏崎、糸魚川）



ウ 企画部門（企画振興課）を置く振興局（三条、佐渡）



注：実線の囲みは、農業普及指導センターの範囲を示す。

(3) 普及課の分掌事務及び事務内容（総括 普及課長）

農業普及指導センターの分掌事務は行政組織規則第 142 条を参照する。その分掌事務を踏まえ、事務内容の分担例を下記のとおり示すので参考とする。

ア 担い手・経営支援グループ

- ・新規就農者の確保や担い手の経営改善などの課題に対して広域的に対応することで、関係機関・団体との課題共有や対策の連携を図り、効果的な担い手確保・育成対策を推進

事務内容	主任	副任
1 業務の総括に関する事項	課長代理〇〇	—
2 普及指導活動の企画調整及び実施に関する事項 (1) 普及指導計画の樹立、進行管理及び活動の評価 (2) 普及関係事業の企画・調整及び実施 (3) 地域農業振興協議会の部会運営等（担い手部会等）に関する事項 (4) 試験研究機関と連携した活動に関する事項 (5) 調査研究及び職員研修・人材育成に関する事項	グループ内で主任・副任を決定する	
3 農業の担い手及び経営体の育成指導に関する事項 (農業の担い手の確保・育成指導に関する事項) (1) 新規就農者等の確保・育成に関する事項 (2) 地域農業リーダーの育成に関する事項 (3) 女性農業者の社会参画・起業化に関する事項 (経営体の育成指導に関する事項) (4) 経営体の育成に関する事項 (5) 就農・農業経営相談・経営改善等に関する事項		
4 普及情報に関する事項 (1) 農業普及情報の提供活動に関する事項 (2) 普及情報機材の管理運営 (3) 各種表彰事業に関する事項 (4) 県民への情報提供に関する事項		

※「外部専門家との連携及び調整」は、「農業経営相談・経営改善等に関する事項」に含む。

## イ 地域農業推進グループ

- ・ 地域の営農体制づくりに向けて専門項目を横断して取り組むことで、生産対策と構造対策を一体的に推進

事務内容	主任	副任
1 業務の総括に関する事項	課長代理◆◆	—
2 地域農業振興及び農業経営改善の企画に関する事項 (1) 担い手を中心とした安定的な農業構造の確立にする事項 (2) 園芸産地の構造改革や園芸販売額1億円を超える経営体育成 (3) みどり戦略に関する事項 (4) 農福連携・多様な人材確保に関する事項 (5) スマート農業・農業DXの推進に関する事項 (6) 農業生産工程管理（GAP）の普及推進に関する事項 (7) 鳥獣被害防止対策に関する事項	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">           グループ内で主任・副任を決定する         </div>	
3 農業労働及び農村生活環境の向上の指導に関する事項		

- ※ 「農業災害に関する事項」は、「農業災害時における農業普及指導センターの普及活動実施要領」に基づくため、ここには掲載しない。
- ※ 「診断室、実験室、作業室等の管理運営に関する事項」は、「試験研究用試薬等の保管・使用・管理・取扱要領」に基づくため、ここには掲載しない。
- ※ 「農作業安全に関する事項」は、「農業生産工程管理（GAP）の普及推進に関する事項」を含む。
- ※ 「農林・農地の連携に関する事項」は、地域農業グループが企画専門員（総括）と連携して対応する。

[複数の課長代理で担当例]

事務内容	主任	副任												
1 業務の総括に関する事項 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> <tr><td style="font-size: 2em;">[</td><td>A地域</td></tr> <tr><td></td><td>B地域</td></tr> <tr><td></td><td>C地域</td></tr> </table>	[	A地域		B地域		C地域	課長代理◆◆ 課長代理□□ 課長代理◇◇	—						
[	A地域													
	B地域													
	C地域													
2 地域農業振興及び農業経営改善の企画に関する事項 (1) 担い手を中心とした安定的な農業構造の確立に関する事項 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> <tr><td style="font-size: 2em;">[</td><td>A地域</td></tr> <tr><td></td><td>B地域</td></tr> <tr><td></td><td>C地域</td></tr> </table> (2) 販売額園芸1億円産地を育成するための計画及び実践に関する事項 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> <tr><td style="font-size: 2em;">[</td><td>A地域</td></tr> <tr><td></td><td>B地域</td></tr> <tr><td></td><td>C地域</td></tr> </table>	[	A地域		B地域		C地域	[	A地域		B地域		C地域	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">             グループ内で主任・副任を決定する           </div>	
[	A地域													
	B地域													
	C地域													
[	A地域													
	B地域													
	C地域													
※ 以下、前ページと同じ														

ウ 中山間地域振興特命チーム（統括 普及課長○○）

- ・ 生産条件が不利な中山間地域等においては、農業を産業として捉えるだけでなく、農業をベースに多様な人材が多様な働き方で地域を維持していく観点を含め展開

事務内容	主任	副任
1 地域農業振興及び農業経営改善の企画に関する事項 (1) ビレッジ・プランに関する事項 (2) 中山間地域の営農体制づくり及び地域振興の活性化に関する事項 (3) 鳥獣被害防止対策に関する事項	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">             2つのグループからメンバーを選抜           </div>	

## エ 専門項目活動

・普及活動のベースとなる専門項目活動を通じて、スペシャリスト機能を発揮

分掌事務	主任	副任
1 農業経営及び農業技術の指導に関する事項 (1) 作物の技術、経営に関する事項 (2) 野菜の技術、経営に関する事項 (3) 果樹の技術、経営に関する事項 (4) 花きの技術、経営に関する事項 (5) 畜産の技術、経営に関する事項 (6) 6次産業化(加工)の技術、経営に関する事項 (7) 地域農業振興協議会の部会運営等(専門項目)に関する事項 (8) 病虫害防除・土壌診断・施肥改善に関する事項 (9) 展示ほ・実証ほに関する事項		

## オ 企画専門員(農業企画(企画振興)課所属・普及センター兼務)

分掌事務	主任
1 地域農業の総合推進に関する事項 (1) 地域振興計画、農業振興計画等の企画・推進 (2) 農業振興協議会の企画・事務総括 (3) 農林県単事業及び国補事業に係る企画・調整 2 農業構造の改善に関する事項 (1) 地域農業構造の改善に係る企画・推進 (2) ほ場整備等推進プロジェクトチーム活動等の運営・推進	企画専門員 ○○
3 農山村地域等の振興に関する事項 中山間地域振興の企画・推進	

## 2 農業普及指導センターの活動体制

### (1) グループ・チームの体制及び分担

ア 全普及指導センターで、担い手・経営支援グループ、地域農業推進グループを設置する。両グループは所管エリア全域を担当し、規模の大きな普及課では地域農業推進グループ複数の課長代理が配置となる。

イ 上記に併せ、普及課長が統括する中山間地域振興特命チームを設置する。

名前	構造対策における課題解決活動の内容
担い手・経営支援グループ	新規就農者の受入体制づくりや担い手の経営改善の課題に対して広域的に対応する。
地域農業推進グループ	地域の営農体制づくりに向けて、農地の集積・集約化、法人育成・連携、園芸産地育成など生産対策と構造対策を一体的に取り組む。
中山間地域振興特命チーム	上記グループから指名された者がチーム員となる。中山間地域の営農体制づくりに向けて、支援対象地区での合意形成支援や仕組み提案に取り組む。

### (2) 企画調整業務の分担

普及企画、経営管理、担い手育成、普及情報の業務総括を担い手・経営支援グループに置く（上越東農林事務所の普及課も含む）。

### (3) 専門項目の分担

ア 普及指導員は、作物、野菜、果樹、花き、畜産及び6次産業化(加工)の専門項目を分担し、各専門項目の総括担当者を定める。

イ 専門項目を全て配置できない農業普及指導センターにおいては、農業革新支援担当が分担する。

ウ 企画専門員に専門項目を付すが、事務分掌を踏まえ本来の活動を優先して実施する。

## 3 普及指導活動における業務の管理

(1) 農業普及指導センター所長は、「普及指導計画樹立要領」に基づき普及指導計画を策定し、計画的な活動と進行管理を行うとともに、進行管理結果を経営普及課長に報告する。

(2) 普及課長は、普及指導活動及び指導力向上に係る活動調整を図るとともに、普及指導活動全体の進行管理を行う。

(3) 普及課の課長代理は、総括としてグループの業務の進行管理や担当への指導・助言を行い、原則として個別の分掌事務担当にならない。

なお、活動調整は、活動計画・検討表及び週単位の活動時間報告書等を活用し、効果的に行う。

(4) 専門普及指導員は、現場活動を展開して得た知識をチーム員で共有するなど普及指導センターにおけるリーダー役として業務を推進する。

(5) 企画専門員は、地域農業構造の改善や農山村地域等の振興の推進にあたり、特に重点地区設定における市町村及び関係機関との調整、進め方の提案等を行うとともに、農村振興担当との連携窓口を主な業務とする。

### 第3 農業革新支援担当の配置と活動及び農業革新支援センターの体制

#### 1 農業革新支援担当の配置

農業革新支援センター（経営普及課内）	
農業革新支援担当の配置	
区 分	専 門 項 目
本 庁	普及指導活動、担い手育成、経営、畜産、6次産業化（加工）、環境保全型農業
農産園芸課（兼務）	野菜
農業総合研究所（兼務）※	作物、経営、果樹、花き、畜産
園芸研究センター（兼務）	野菜、果樹、花き

※ 本庁に「作物」窓口担当、農業総合研究所及び園芸研究センターに「病害虫」窓口担当を置く。

※ 果樹、花き、畜産の専門項目については、必要に応じて農業普及指導センターの業務を担当する。

#### 2 農業革新支援担当の活動方法及び内容

##### (1) 活動方法

- ア 計画的かつ効率的な農業革新支援活動を実施するため、農業革新支援担当活動計画を策定する。
- イ 現場における重要かつ広域的な課題については、農業革新支援担当が主体もしくは、農業普及指導センター等と連携して重点課題等解決活動に取り組む。なお、重点課題等解決活動には、重点プロジェクト計画による活動を含む。
- ウ 「協同農業普及事業の実施に関する方針」に掲げる基本課題に対する普及指導活動を計画的に推進するため、基本課題ごとに担当を定め、目標達成に向けた指導支援を行う。
- エ 農業普及指導センターとの緊密な連携を図るため、農業普及指導センター別に窓口担当を定める。なお、専門項目によっては、広域的に農業普及指導センターを担当し、普及指導活動にあたる。
- オ 農業普及指導センターからの要請については、農業革新支援担当派遣要請書に基づいて対応する。

(2) 活動内容

項 目	内 容
I 普及指導員の活動に対する支援	1 普及指導員が行う担い手の確保・育成や地域農業振興等のための活動支援 2 総合的な支援を要する事項における農業革新支援担当チームにより対応
II 普及指導員の指導力向上への支援（普及指導員研修の実施）	1 普及指導活動の高度化に対応するため、経験年数等に応じた研修の実施 2 普及指導員研修の実績取りまとめと次年度の研修への反映
III 調査研究の実施及び活動の取りまとめ	1 普及指導活動に関する技術及び方法についての資料調査、実態調査、実証等の調査研究の実施 2 普及指導員が行う調査研究の支援 3 専門項目別活動、普及課題別重点活動、調査研究等の活動実績の取りまとめと普及活動への反映
IV 民間及び関係機関等との連携	1 民間等が農業者に行う支援に関する情報収集や調整、販売力の強化や経営改善に取り組む農業者に対する農業普及指導センター、外部専門家との連携支援 2 県農政の施策を的確に推進するための本庁各課との連携活動 3 試験研究における研究開発からの参画、連携強化 4 県域及び地域の協議会等の参画における連携活動
V 先進的な農業者との連携	1 先進的な農業者に対する研究機関や普及指導センターと連携した専門的な相談・支援 2 先進的な農業者が持つ技術の活用や担い手育成等に関するパートナーシップ構築
VI 普及情報の収集と提供	1 農業革新支援専門員の全国ネットワーク等による情報収集 2 普及指導活動に必要な技術や情報等の提供 3 農業者等に対する技術・経営等の情報提供

## 第4 普及指導員の研修

普及指導員の指導力の向上を図るため、農林水産部人材育成プログラムを基本に、「普及指導員研修実施計画」を策定し計画的に研修を実施する。

### 1 研修の実施方法

- (1) 普及指導員の自己研鑽の促進（専門項目に関するブロック別調査研究検討会を含む）
- (2) 農業普及指導センター内で研修課題を設定し、課題解決の方策、普及指導方法等の習得を図るため通常業務を通じた研修の実施（OJTの実施、e-ラーニングの活用）
- (3) 県段階における指導力向上のための集合研修の実施
- (4) 国が実施する研修又はこれに準ずる研修への派遣

### 2 研修の体系

普及指導員等の経験年数や担当職務等に応じた研修体系の考え方は次の通りとする。

- (1) 基礎指導力向上研修  
新任期の普及職員を対象に、技術・経営及び普及指導方法等に関する基礎的な指導力を習得する研修を実施する。
- (2) 専門指導力強化研修  
3年目以降の普及職員を対象に、個別農業者、組織経営体、産地部会等の課題を解決するための指導力の向上を図る研修を実施する。
- (3) 総合指導力強化研修  
中堅以上の普及指導員を対象に、高度専門技術や経営管理の指導力に加え、地域農業の活性化等の課題を解決するための指導力の向上を図る研修を実施する。

## 第5 普及指導員の活動方法

### 1 普及指導活動

新たな体制のもと、付加価値の高い持続可能な農業の実現を目指し、構造対策と生産対策を進め、担い手と地域に着目した効果的かつ効率的な普及指導活動を実施する。

- (1) 管内農業のビジョンや指導対象の目指す姿に向けて、問題の要因や課題を明確にし、その解消に向けた活動を計画する。
- (2) 関係及び農業者と現状、課題、目指す方向（到達目標）を十分共有する。

### 2 専門項目活動

高度先進的な生産技術指導及び産地の育成・強化等の広域課題に対応するため、専門項目ごとに広域的かつ高度な普及指導活動を実施する。専門項目ごとにチームを作り総括担当を置く。

### 3 プロジェクトチーム活動

広域的な地域課題や重点課題等の解決に的確に対応するため、プロジェクトチームを編成して効率的な活動を行う。

農業普及指導センターは、地域の実情に即した課題等に対応するため、必要なプロジェクトチームを設置することができる。

#### 4 調査研究の実施

普及指導活動の高度化や地域の課題解決等に対応するため、農業革新支援担当、試験研究機関、大学及び民間等と密接に連携しつつ、専門項目に関する技術や普及指導活動の方法、構造対策の推進事項等について、資料調査、実態調査、実証、研修参加等により調査研究を実施する。

#### 5 農業普及指導センター間の連携活動

広域産地の育成や地域特産物に関する生産技術及び流通・販売対策の確立等の課題に対応し、農業普及指導センター間で連携した普及指導活動を実施する場合は、事前に関係地域振興局農林水産（農業）振興部長が連名で経営普及課長と協議する。経営普及課長は、連携活動について関係地域振興局農林水産（農業）振興部長に協議結果を通知する。

#### 6 農業普及指導センターの所管区域を越える活動

農業者等からの指導要請のある専門項目を担当する普及指導員が農業普及指導センターに配属されていない場合、地域振興局農林水産（農業）振興部長は経営普及課長と協議する。これを受け、経営普及課は協力を要請する農業普及指導センターを調整の上決定し、両地域振興局農林水産（農業）振興部長に協議結果を通知する。

### 第6 普及指導計画の樹立及び活動の実施・評価

#### 1 普及指導計画の樹立

- (1) 普及指導計画は、「協同農業普及事業の実施に関する方針」及び別に定める「普及指導計画樹立要領」に基づくとともに、県農政の主要課題や農業者等地域の意向を踏まえ、普及指導活動の高度化、重点化、効率化を図る観点で樹立する。
- (2) 課題及び指導対象は、県農政の主要課題や外部評価における提言・提案、試験研究機関との連携、地域振興局全体の振興プラン等を踏まえて設定し、重要性、緊急性の高いものに重点化する。

#### 2 普及指導活動の進行管理と評価の実施

- (1) 計画的、効果的な普及指導活動を行うため、年度計画の作成とともに活動計画・検討表を作成する。
- (2) 普及指導計画に基づく活動の実施状況について、活動計画・検討表により定期的に評価するとともに、中間検討会を実施する。
- (3) 年間の実施状況を年度末に把握・評価し、次年度の普及指導計画に的確に反映させる。
- (4) 経営普及課は、別に定める「普及指導活動外部評価実施要領」により外部評価を実施する。評価結果は、次年度の普及指導計画に反映させることとする。
- (5) 普及指導計画に基づく継続的な普及指導活動を行うため、別に定める「普及活動記録整備要領」に基づき、指導対象ごとに普及指導活動の記録を整備する。
- (6) 活動成果の波及に資するため、年度ごとの普及指導活動の結果を取りまとめた普及指導活動実績書を作成する。

## 第7 普及指導活動の推進

普及指導活動を効果的かつ効率的に実施するため、以下の活動体制を整備する。

### 1 農業普及情報提供体制の整備

#### (1) 農業普及情報提供活動の推進

ア 農業者等の多様なニーズに対応した普及指導活動の高度化と効率的な展開を図るため、経営普及課に農業普及情報センター（以下「県情報センター」という。）を設置し、農業普及情報の充実と円滑な活用に向けた情報の総合管理及び提供を行う。

イ 農業普及指導センターにおいては、地域農業の発展に資する情報の収集や共有等を行うとともに、地域課題解決に必要な情報を農業者等へ効果的に提供する体制を整備し、地域情報の収集や提供に関する活動を行う。

ウ 県情報センター及び農業普及指導センターの総合的な情報提供機能を発揮するため、情報提供に必要な機材等の充実を図る。

#### (2) 指導上の留意点

普及指導員が農業者から取得・収集する情報の中には、個人情報又は知的財産として保護が必要な情報が含まれている場合がある。

このため、これら情報の集積や共有を行う際には、新潟県個人情報保護条例等の関係例規等を基本に情報の適切な管理に努めるとともに、これら情報を他に提供する際には、情報提供者の了解を得るなど、適切な取扱いに留意する。

### 2 農業経営相談体制の整備

企業的経営を担う農業人材の育成指導等の専門性の高い指導活動と、経営及び高度技術のコンサルティング機能の充実を図るため、農業経営相談体制を整備する。

農業普及指導センターは、新規就農者に対する就農定着等に関する指導助言や認定農業者、生産組織、農業法人等に対する経営診断等に基づく経営改善への指導助言、販売力強化等に関する指導助言を行う。

また、必要により外部専門家や関係機関等との連携や役割分担により、農業者支援の充実を図るため、経営の定期診断から個別分野の高度な支援まで、農業経営・就農支援センターと積極的に連携する。

### 3 普及指導用機材等の整備と利活用

#### (1) 普及指導機材等の整備

地域農業の担い手に対する技術・経営の両面におけるきめ細かな支援活動を行うため、現地指導活動の推進に必要な高度指導用機材及び施設等を計画的に整備する。

なお、整備する機材等は次のとおりとする。

ア 現地診断機材

イ 作業用機材

ウ 情報・視聴覚機材

#### (2) 普及指導機材・施設等の利活用

機材等の利活用に際しては、所内の利用体制や年間利用計画を定めるなど効率的な利用に留意するとともに、担い手や地域に開かれた利用体制を整備する。

また、機材等の安全性及び精度を確保するため、定期的な点検整備等保守管理を行う。

## 第8 普及協力体制の整備

### 1 農業振興協議会等の設置と運営

農業関係機関等との緊密な連携を図るため、農業振興協議会等を農業普及指導センター及び市町村単位等で設置する。

農業振興協議会等は、市町村や関係機関等の施策推進と普導活動との連携調整や具体的な業務推進上の役割分担等について協議・検討を行う。また、農業普及指導センターは、これらの協議・検討を踏まえて、普及指導計画との整合性に配慮しつつ相互協力関係の強化に努め活動を展開する。

### 2 普及指導協力委員の設置

地域の農業・農村の振興に理解があり、優れた経営能力と高い見識を有し、地域において先導的な役割を担う指導農業士等を、別に定める普及指導協力委員委嘱要領に基づき普及指導協力委員として委嘱し、協働して新規就農者の確保・育成及び青年農業者の育成等を図る。

## 第9 教育機関との連携

### 1 農業大学校との連携

農業普及指導センターは、農業の担い手及び将来の地域農業のリーダーを確保・育成するため、次の事項について農業大学校（以下「大学校」という。）と連携を図る。

#### (1) 学科の運営に対する支援

- ア 学生募集
- イ 学生教育
  - (ア) 教育カリキュラム策定への支援
  - (イ) 先進経営等体験学習受入農家の選定
  - (ウ) 校外研修における現地指導
  - (エ) 総括学習に際しての指導・支援
- ウ 学生に対する就農啓発資料の提供
- エ 卒業時及び就農直後の技術・経営指導

#### (2) 農業者等の研修に関する支援

大学校が、農業者の教育施設及び地域に開かれた大学校として、農業情勢の変化や地域ニーズに的確に対応して体系的、計画的な研修・教育を実施するため、次の事項について連携を図る。

- ア 地域における関係機関・団体及び農業者、一般県民等のニーズに応じた研修計画の策定に関する支援
- イ 農業者を対象とした技術・経営に関する専門研修、各種リーダー研修に関する支援
- ウ 一般県民や学童等に対する農業理解促進に向けた研修に関する支援
- エ 農業者、一般県民等への研修計画の周知及び受講対象者の把握と事前指導
- オ 農業普及指導センターが実施する農業者研修と大学校研修の調整
- カ 農業者の海外派遣研修、海外農業研修生の受入れに際しての研修実施

### 2 高等学校等との連携

普及指導センターは、高校生の就農意欲の喚起や学童等の農業・農村に対する理解を促進するため、次の事項について高等学校等との連携を図る。

#### (1) 高校生等に対する意識啓発

- (2) 就農希望予定の高校生に対する就農事前相談
- (3) 高校生等に対する先進地研修及び農業体験研修等の支援

## 第10 その他協同農業普及事業の推進に関する事項

### 1 農業への理解促進

農業・農村及び農産物に関する県民の理解を深め、県産ブランド品目の消費拡大や農業の担い手確保に資するよう、農業者等が県民や消費者に向けて取り組む交流活動等の実施を支援する。

また、報道機関やホームページ等を活用し、県民へ農業・農村の情報や普及活動の実施状況等を積極的に提供する。

### 2 国際協力等の推進

海外農業研修生の受入れや普及関係職員の海外派遣等について協力するとともに、諸外国との交流を通して、国際感覚に優れた担い手を育成するため、農業青年の海外派遣、受入れ等の交流活動を支援する。

## 農業災害時における農業普及指導センターの普及指導活動実施要領

平成4年9月8日制定  
平成7年5月2日改訂  
平成14年8月1日一部改正  
平成16年4月1日一部改正  
平成17年4月1日一部改正  
平成17年7月25日一部改正  
令和4年8月9日一部改正  
令和4年9月1日一部改正  
経営普及課

### 1 趣旨

気象変動等に伴う農業災害の防止及び技術対策に迅速かつ適正に対応する普及指導活動の円滑化を図るため、農業普及指導センター（以下「普及センター」という。）の技術指導活動体制を整備する。

### 2 任務

普及センターは、農業災害時又はそのおそれのあるときは、市町村、農業団体等との連携のもとに次の任務（以下「特別活動」という。）に当たる。

また、経営普及課長は、緊急概況調査が必要な場合は調査実施について普及センターに通知するものとするが、普及センターは、既に災害が発生している場合は通知の有無にかかわらず調査を実施するものとする。

- (1) 気象変動等に伴う農作物、畜産等の技術指導
- (2) 被害調査、被害状況の把握
- (3) 緊急概況調査の実施

### 3 特別活動体制

普及センター所長は、農業災害時における特別活動の体制を次のとおり整備する。

- (1) 災害発生時に特別活動が円滑に推進されるよう、所内に技術対策会議を設けるものとする。
- (2) 農業災害時に備え、所内体制の整備を図り、担当者及び責任者の役割分担等のリストを備えるものとする。（別紙「災害時における普及センターの活動体制図」参照）

#### 【役割分担等リスト】

- ア 休日等を含めた所内連絡体制及び市町村への連絡担当者リスト
  - イ 情報収集先（関係機関・団体、農業者等）リスト及び連絡担当者
  - ウ 共同利用施設や農機センター等のリスト及び連絡担当者
  - ※ 当該リストは毎年度更新し、所員に周知すること。
- (3) 災害発生時の円滑な情報収集や被害状況の共有化を図るため、関係機関・団体に対し、特別活動の趣旨や活動内容を周知するとともに、関係機関・団体との連絡体制を共有するものとする。

#### 4 活動内容

災害の発生が予想される場合又は災害が発生したときは、職員の安全確保に配慮した上で、次のとおり特別活動を行う。

- (1) 管内の災害前（事前）及び災害発生後（事後）に対応した技術対策等の指導資料の作成、提供及び被害状況の把握に努める。
- (2) 被害、状況把握及び技術対策指導について、関係機関・団体や農業者との連絡・連携を密にし、役割分担を明確にして行うものとする。
- (3) 緊急概況調査（報告）は、災害の初期段階等を把握することとし、関係機関・団体や農業者等からの現地情報も含め、普及センターで把握している情報を以って整理することを基本とし、その結果は関係機関・団体と共有するものとする。

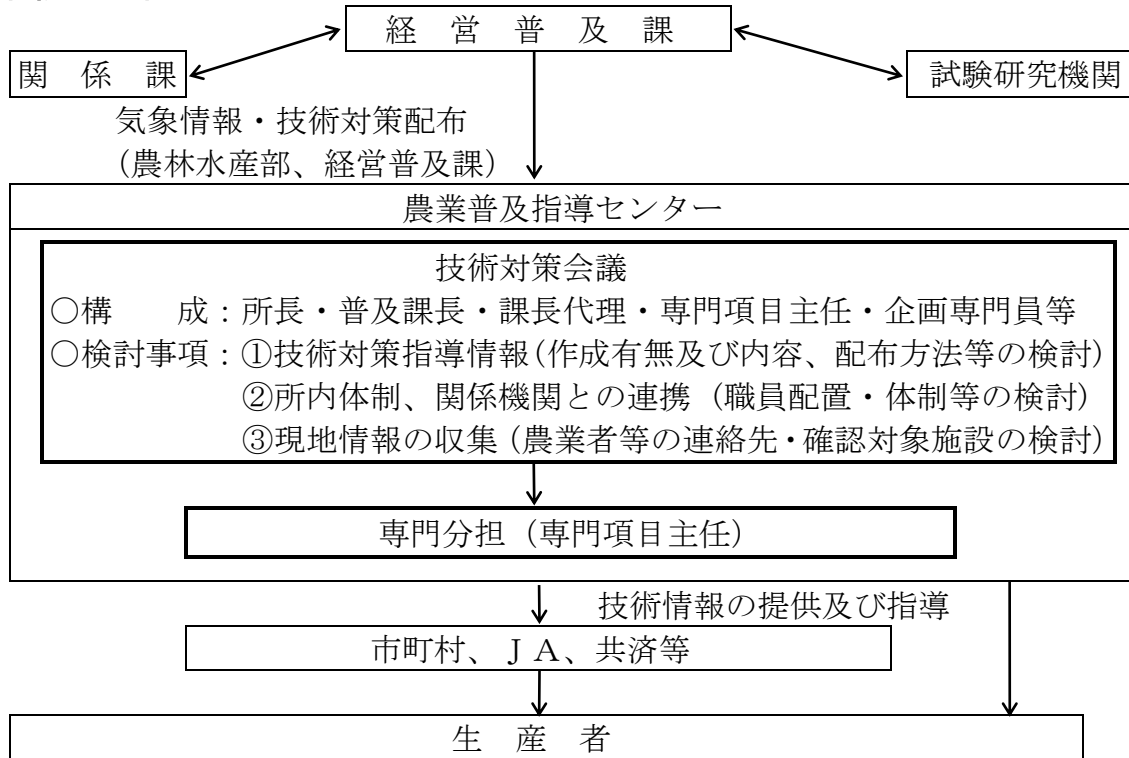
#### 5 報告

農業災害が発生した場合は、普及センター所長は次の事項について経営普及課長に別紙様式「農業災害時における報告事項（様式）」により報告するものとする。

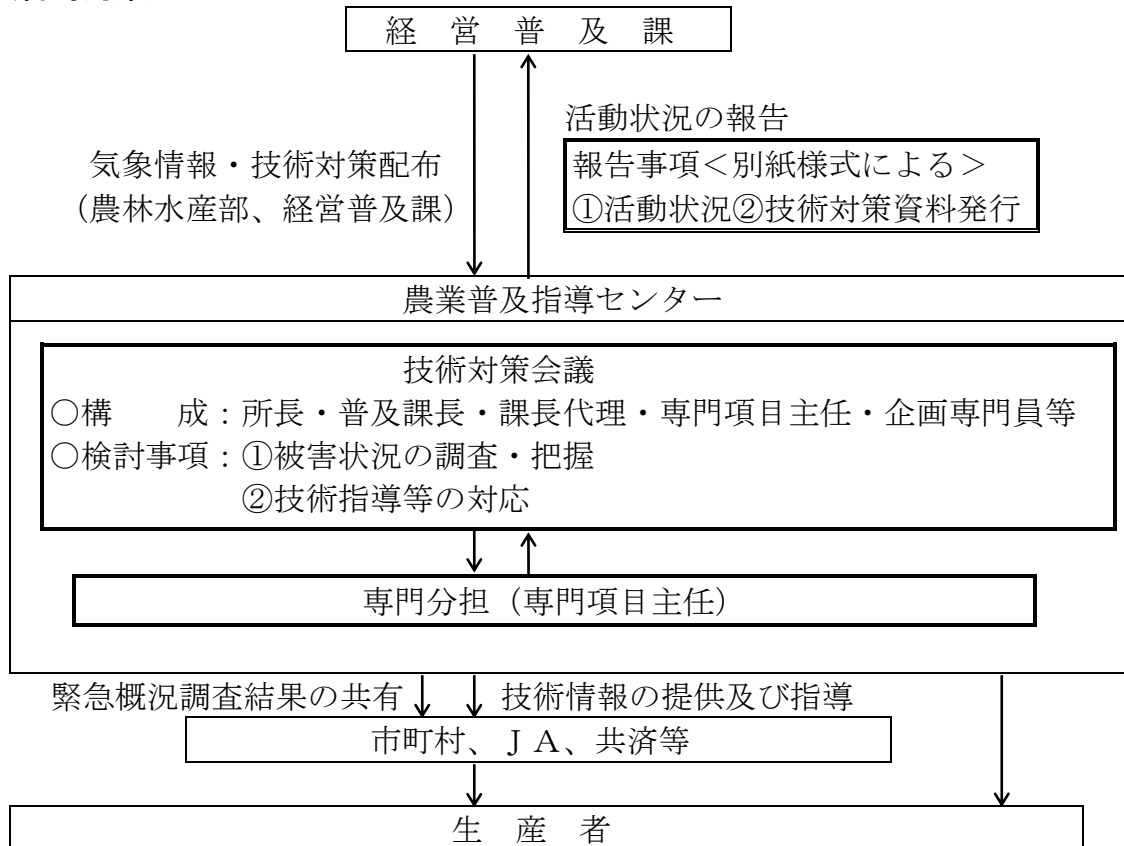
- (1) 普及センターの活動状況（特別活動終了時）
- (2) 作成、提供した技術対策資料等（特別活動終了時）
- (3) 緊急概況調査

## 災害時における普及センターの活動体制図

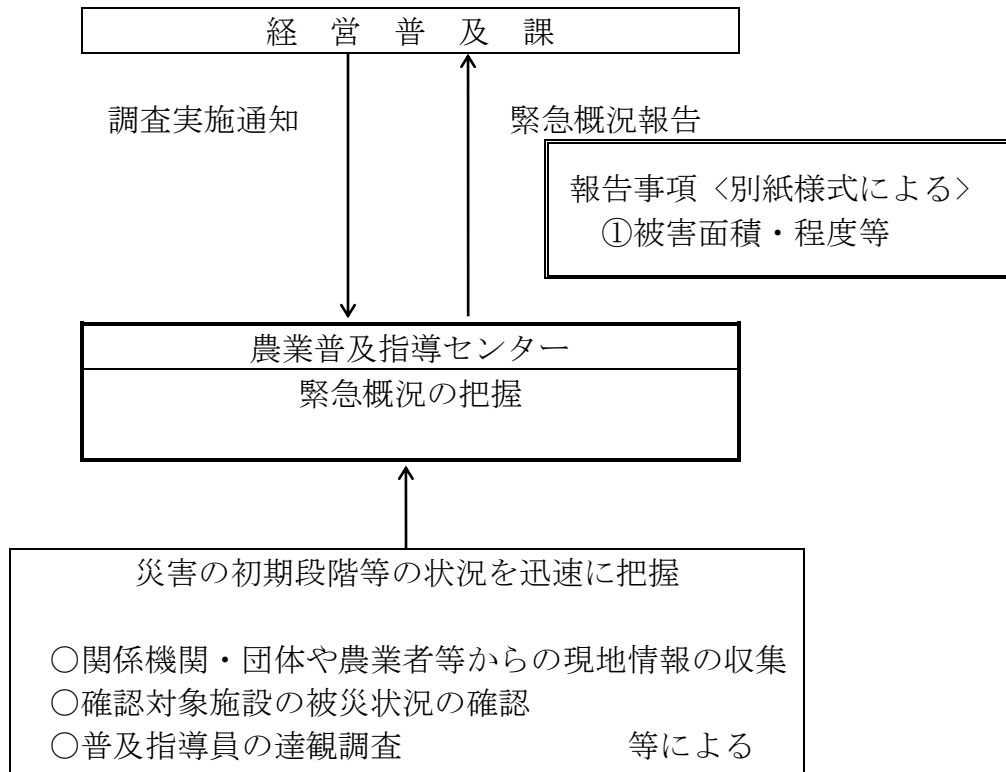
### 1 災害防止対策



### 2 災害時対策



### 3 緊急概況調査



(注) 関係機関・団体及び代表的な農業者等の連絡先や共同利用施設等のリストにより、担当者を明確にし、被害状況を迅速に把握するとともに、調査結果については、関係機関・団体と共有する。

(農薬等の管理の徹底について(令和4年4月18日経営普及課長通知)別紙記載例を一部準用)

## 試験研究用試薬等の保管・使用・管理・取扱要領

令和 年 月 日制定

(所属名) : ○○○農業普及指導センター  
農業大学校

### 第1 目的

農薬を含む試験研究用試薬等(以下、「試薬等」という。)の適正な使用・管理は、県民の生命を守るとともに安全・安心な農産物の提供を推進する県としてより厳格に遵守すべきものである。

誤った使用・管理は、県民の信頼と本県農林水産物の信用を著しく損なうものであり、このような事態が生じないように試薬等の適正な保管・使用・管理に関する所要の事項を定めるものである。

### 第2 試薬等の定義

この要領で規定する「試薬等」とは、毒物及び劇物取締法、農薬取締法、労働安全衛生法及び薬事法等で規定するもののほか、法令等に特段の定めのない薬品、農薬等であっても適切な管理が必要と判断されるものをすべて含めたものとする。

### 第3 管理体制

#### 1 試験研究用試薬等管理委員会

- (1) 所属内に、「試験研究用試薬等管理委員会」(以下、「委員会」という。)を設置する。
- (2) 委員会は、○○○○長を「委員長」とし、○○○、◇◇◇及び△△△に「管理責任者」、「管理推進員」を置く。
- (3) 委員会の事務局は、●●●が行う。
- (4) 委員会は、年2回(4月、10月)の定期委員会と、必要に応じて開催する臨時委員会とし、次の事項について協議する。

ア 試薬等の適正管理・保管・使用に関すること

- ・ 4月期は、年度末保有状況、年間使用計画など
- ・ 10月期は、年度中期の在庫状況、年間計画に対する進捗状況など

イ 期限切れ試薬等の処分に関すること

ウ その他(試薬等の適正使用、盗難等の事故防止に関する事項など)

- (5) 「管理責任者」、「管理推進員」及び「保護具着用管理責任者」の責務

「管理責任者」は、○○○に関する試薬等の保管・管理・使用に関する全般的事項を総括し、2, 3, 4で定める帳簿類を管理する。

「管理推進員」は、「管理責任者」を補佐するとともに、「管理責任者」不在のときは、「管理責任者」の代理を行う。

「保護具着用管理責任者」は、適正な保護具の選択、着用方法、使用方法の指導及び、保護具の保守管理とその記録・保管を行う。

## 2 試薬等の保管

試薬等は、次の場所に保管し、法令等に定める試薬等にあつては保管庫、施錠管理など、適正な管理を行う。

試薬等を保管する部屋等の鍵は、〇〇〇が保管し、室内保管庫の鍵は「管理責任者」が保管する。

鍵の受け渡し、入室状況を確認するため「実験室入出台帳」（別紙様式1）を整備する。

## 3 試薬等保有状況等

### (1) 試薬等保有状況一覧表

要領の第5に定めるもののほか、所属で保有する試薬等を常に把握できるよう最低年2回（年度末、年度中）の在庫調査を行い、その結果を「試薬等保有状況一覧表」（別紙様式2）として整備する。（毎月の保有状況の確認は、第5の4による。）

(2) 要領の第4により年度中に購入した試薬等は「試薬等保有状況一覧表」に漏れ落ちのないように随時追記する。

(3) 在庫調査後の「試薬等保有状況一覧表」は、委員会に提出すること。

## 4 試薬等受け払い簿等

「管理責任者」は、「試薬等保有状況一覧表」とは別に、試薬等ごとに「試薬等受け払い簿兼伺い簿」（別紙様式3）を整備し、購入及び使用、廃棄に当たって受け払い状況を記載し、試薬等ごとの利用状況と保管量を把握する。

「試薬等受け払い簿兼伺い簿」には、①試薬等名、②購入年月日、③使用日、④使用量、⑤使用目的、⑥使用者、⑦在庫量、その他必要な事項を記載すること。

「保護具着用管理責任者」は、「保護具管理簿」（別紙様式4）を整備し、保護具の①種類、②購入年月日、③在庫量その他必要な事項を記載すること。

## 5 試薬等の管理・処分

### (1) 試薬等の保管

ア 試薬等の中には、発火性、引火性、爆発性をもつ物、人体に有害なものが有るため、「管理者責任者」は保有する試薬等の特性について知識を得るとともに、職員に周知し、その取り扱いには十分注意する。

イ 保管に当たっては、「毒物および劇物取扱法」により、その取扱が厳重に規制されている試薬等もあることや盗難防止のため、試薬等庫（棚）に施錠する。

ウ 地震等による災害防止のため、試薬等庫（棚）、ボンベなどは必ず壁または床に固定するなど、容易に転倒しないように設置する。

エ 液体の試薬等は、落下等による漏れ等の被害を最小限に止めるため、下段に収納する。

また、反応しやすい試薬等を並べて置かないよう試薬等の特性にも注意して保管する。

オ 薬品等を混合して作成した試薬等を保管する場合は、内容が分かるよう試薬名、作成者、作成年月日等を記載したラベル等を貼る。

### (2) 試薬等に関する情報の収集

「管理責任者」は、保有する試薬等の登録失効、有効期限切れなどの情報収集に努める。

### (3) 試薬等の処分

登録失効、有効期限切れ及び今後の使用が見込まれない試薬等については、速やかに適切な処分（無毒化処理、専門業者への処分委託など）を行う。

#### 第4 試薬等の購入

- (1) 購入に当たって、現在の保有状況を確認した後、必要量を精査し、年度末に大量の在庫を保有することがないように発注する委員会で検討する。
- (2) 普及課のみで購入を決定することなく、庶務課及び関係課との調整を了したものを購入する。
- (3) 発注、受領、保管、保有状況一覧表への記入の一連の流れを、所属の状況に応じた手続きとして発注伝票などにより明確にする。

#### 第5 試薬等の使用

この要綱で規定する試薬等の使用に当たっては、次に定める手続きにより使用する。

- 1 試薬等を使用する者（以下、「使用者」という。）は、毒物、劇物を使用するときは、「試薬等受け払い簿兼伺い簿」（別紙様式3）により事前に「管理責任者」又は「管理推進者」に申し出のうえ、試薬等の保管庫鍵を受領する。
- 2 使用者は、前述の「試薬等受け払い簿兼伺い簿」に使用者、使用年月日、使用目的、使用量等必要事項を記載した後に使用する。
- 3 使用者は、試薬等の使用後の残量が次の使用に支障が生じると判断するときは、第4に規定する手続きにより購入を行う。
- 4 「管理責任者」及び「管理推進員」は、毎月末、「試薬等受け払い簿」の残量と試薬等の保有状況を確認し、「試薬等受け払い簿」の「月計」を記入すること。
- 5 4の確認の結果、「試薬等受け払い簿」の残量と保有量が異なるときは、速やかに委員長に報告するとともに、原因究明に努めその経過を主務課に報告する。
- 6 労働安全衛生規則で定められた物質等<sup>\*</sup>を含む試薬等の取扱に当たっては、同規則に基づき、適切に保護具を着用する。

※ 皮膚等障害化学物質（労働安全衛生規則第594条の2（令和6年4月1日施行））及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト掲載の物質等

#### 第6 実験室の施錠

試薬等を保管する実験室は、関係者以外が入室できないよう、施錠し管理する。

#### 第7 試薬等の使用記録

この要綱で規定する試薬等の使用・保管・管理に関する帳簿等は、5年間保存する。

#### 附 則

その他、関係法令等規定事項については、各規定等に従い遵守する。

以下、所属において、適正管理、盗難等の事故防止の観点から必要と思われる事項があれば、項目を追加する。

※別紙様式添付は省略

(農薬利用を記載した資料の整理、保管及び報告について(平成30年6月22日経営普及課長通知))  
別紙

## 農業普及指導センターにおける農薬の安全使用に係る対応について

平成17年6月15日

改訂平成29年4月4日

改訂平成30年6月22日

### 1 主 旨

農薬取締法の改正(平成15年3月10日)の主旨に対応して食の安全・安心の確保を図るため、農業普及指導センター(以下、普及センターとする。)における農業者等への農薬の適正使用に係る指導及び指導に係る対応方法について定める。

### 2 推進体制の整備

(1) 普及センター所長は、農業者等への農薬の適正使用に係る指導を効果的に進めるため、農薬適正使用担当総括及び副総括を設定する。

農薬の適正使用総括担当者は普及課長とし、副総括担当者は園芸関係者から選任する。

(2) 総括及び副総括担当者の選任状況は、毎年度4月に報告する普及センターの業務・事業担当者名簿の作成に係る名簿提出により報告する。

(3) 総括担当者及び副総括担当者の役割及び業務は別記様式3のとおりとする。

### 3 農薬関係の問い合わせへの対応

(1) 農業者等からの農薬に関する問い合わせ事項は、複数の職員で協議、対応し、その結果等を総括担当者(普及課長)が一元的に情報を把握する所内体制とする。

(2) 不確実な判断はせず、「検討後回答する」ことを徹底し、その間、使用しないよう指導する。

(3) 相手が確定できない問い合わせには、回答しない。(又は連絡先を聞き、後日回答)

### 4 農業者等への農薬使用に関する指導

農業者等への適正な農薬使用に係る指導は、産地育成や経営体育成に向けた生産技術指導として重要であり、普及センターにおける防除指導の基本的な考え方は、以下のとおりとする。

(1) 県病虫害雑草防除指針に基づいた指導を行う。

(2) 改正された農薬取締法の主旨に基づき、使用者責任について必ず指導する。

(3) 県防除指針に記載された薬剤名、使用(散布)時期、使用回数、留意事項の他、適用作物、使用量・濃度等の指導も行う。

(4) 資料作成に当たって、必要により農薬名を記載する場合は、①登録情報を確認した期日と資料作成期日を明記するとともに、②指導の都度登録内容を確認する。

(5) 農薬使用者には、農薬の使用状況の記録によるトレーサビリティの推進や農薬散布時の周辺への飛散防止対策及び使用者自身の安全対策について十分指導する。

### 5 農薬利用を記載した資料の整理、保管及び報告事項

(1) 総括担当者は、農業者等への農薬の適正使用に係る指導を的確に行うため、職員が作成した指導資料等が適正な内容であることを確認するとともに、当該資料を一元的に収集し、保管

する。

(2) 確認した資料は、別記様式1により整理し、5年間保管する（報告は不要）。

#### 6 農薬等に関する照会・回答

(1) 普及センター職員が、農薬の適正使用に係る事項について、経営普及課に照会する場合は、総括担当者又は副総括担当者に相談の後、別記様式2により行うことを基本とする。

(2) 照会を受けた経営普及課担当者は、国の農薬対策室又は農産園芸課担当係と協議した後、基本的に電話などにより口頭で総括担当者へ回答するが、全県的な問題については、農産園芸課と協議して文書での回答とする。

(3) 農薬等に関する照会・回答は、基本的に普及センターが行う農薬使用に係る普及指導を支援するもので、回答時点での判断であり、農業者等への指導に当たっては、その後に判断内容が変わることもあり得ることに注意する。

(4) 普及センターの総括担当者は、回答内容について、職員の共通認識となるよう職員を指導する。

※様式の添付は省略

## 調査研究活動実施要領

### 1 ねらい

普及指導員の機能が十分発揮され、有用な成果が得られるよう、試験研究機関、大学及び民間等の他、市町村、農業団体、教育機関等と密接に連携しつつ、専門項目に関する技術及び普及指導活動の方法について調査・研究等を行うとともに、その成果を共有し普及活動及び普及指導員の資質向上に活用する。

### 2 実施対象者

普及指導員全員とし、個別又はグループによる取組とする。

### 3 調査研究の内容

専門項目に関する技術及び普及指導活動の方法についての資料調査、実態調査、実証等による調査研究とし、普及指導活動を高度化する観点で課題を設定する。

#### (1) 農業革新支援担当が行う調査研究活動

県農政の施策の推進に必要な広域的な課題の解決と、普及指導員の活動に関する総合的な企画調整、指導力向上のための相互研鑽、情報の収集・分析・提供等の活動に資する調査研究活動を実施する。

#### (2) 普及指導員が行う調査研究活動

日常の現地指導活動や調査研究を伴う研修を通じて、効果的に実施する。

なお、農業革新支援担当と行う広域的な課題解決活動を調査研究とする場合は、関係農業普及指導センターと十分連携して実施する。

### 4 調査研究の運営

#### (1) 実施計画書の提出

農業革新支援担当は3の(1)、農業普及指導センター所長は3の(2)に係る実施計画書を、別紙様式1及び別紙様式3により、当該年度の4月20日までに経営普及課長に提出する。

#### (2) 実績報告書の提出

農業革新支援担当及び農業普及指導センター所長は、実績報告書を、別紙様式2及び別紙様式3により作成し、当該年度の3月20日までに経営普及課長に提出する。

なお、普及職員を含め県機関で共有するため、農業者の個人情報の取扱いに十分留意する。

#### (3) その他

その他必要事項は、経営普及課長が別途定める。

#### 付則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

この要領の実施に伴い、平成23年3月1日付け実施通知は廃止する。

#### 付則

この要領は、令和8年4月1日より施行する。

## 新任普及職員OJT研修実施要領

令和4年4月1日  
経営普及課

### 1 目的

OJTは、職場での業務を通じて実践的な知識・ノウハウを習得できることから、特に新任者の育成には有効であり、普及指導員としての考え方、姿勢が決まる重要な取組である。

このことから、新任者に対し県段階における集合研修と連携しつつ、農業普及指導センター（以下「普及指導センター」という）内における日常の普及指導活動を通じたOJTを計画的に進め、実践的指導に必要な普及指導方法や技術・経営等に関する基礎的な指導力の取得等を図るものとする。

### 2 研修対象者

任用後2年以内の普及職員（以下新任普及職員という）とする。

### 3 実施方法

#### (1) 研修計画の作成

トレーナーは業務遂行に必要な知識及び技術について、普及課長、課長代理及び新任普及職員の意向等を踏まえ、日常の普及活動の中から研修課題を設定し、年間を通じた具体的な研修計画を作成する。

なお、新任専門技術研修Ⅰ及びⅡにおける任地課題解決研修等と一体的な実施ができるものとする。

#### (2) 研修の実施手順

トレーナーは、研修計画に基づいて新任普及職員と日々行動を共にしながら、専門項目に関する技術、普及方法及び農業者とのコミュニケーション能力の習得等、研修目標が達成できるように、新任普及職員の課題解決活動を常時支援する。

### 4 推進体制等

本研修を計画的・効果的に実施するため、普及指導センター内の体制を次のように整備する。

#### (1) トレーナーの決定

普及指導センター所長は、新任普及職員の育成を行うトレーナーを決定する。トレーナーは、原則として専門項目が新任普及職員と同一で主任～主査クラスの者とする。

但し、上記の条件を満たす者がいない場合は、普及指導センター所長の判断で適任者を選定する。

#### (2) トレーナーへの支援

研修責任者を普及課長とし、課長代理とともにトレーナーに指導・助言する。

また、先輩普及指導員は新任普及職員への指導・助言に当たるなど、トレーナーによる育成の取組に協力する。

### 5 研修評価の実施

トレーナーは、知識の習熟度や応用力、普及活動方法の習得度など普及指導員としての資質向上の状況について効果測定し、新任普及職員の自己評価と併せ、課長代理を含めた3者で総合的に反省評価を行う。

必要により補完研修や研修計画の修正を行う。

## 6 実績検討会の実施

普及指導センター所長は、研修終了時において新任普及職員からの研修成果の報告、トレーナーの指導実績、課長代理からの総括コメント等を内容とする実績検討会を実施する。

また、トレーナーは課長代理の助言を得て研修実績を反省・評価し、この結果を次年度の研修に反映させる。

## 7 研修計画及び研修実績の提出

### (1) 研修計画

毎年度5月末日までに、実施計画書（別紙様式1）を作成し、経営普及課長に提出する。

### (2) 実施報告書

毎年度2月末日までに、実績報告書（別紙様式2）を作成し、経営普及課長に提出する。